

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第五号

昭和四十六年三月十日(水曜日)

午後一時十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 米田 正文君
理事 長谷川 仁君
松井 誠君
渋谷 邦彦君

委員 河川 陽一君
大松 博文君
塚田十一郎君
川村 清一君
松下 正寿君
渡辺 武君
喜屋武眞榮君

國務大臣 山 中 貞則君

政府委員 沖繩・北方対策
庁長官 岡部 秀一君
沖繩・北方対策
庁総務部長 岡田 純夫君

事務局側 常任委員会専門
員 小倉 満君

参考人 東京大学教授 田村 三郎君

○沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査(沖繩の毒ガス問題に關する件)

○委員長(米田正文君) ただいまから沖繩及び北方問題に關する特別委員会を開会いたします。参考人の出席要求に關する件についておはかりをいたします。

○委員(長谷川仁君) 沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査のため、本日、東京大学教授田村三郎君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(米田正文君) 次に、沖繩に關する免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山中総務長官。

○國務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりました沖繩に關する免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩の本土復帰を控え、本土と沖繩の一体化をはかり沖繩住民の経済的社会的福祉を増進するための各般の施策の一環として、昭和四十四年に沖繩に關する免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法の制定を見、沖繩と本土との各種免許資格の一体化措置が講ぜられ、これにより十八種類の本邦試験を沖繩で実施し、二十七種類の沖繩の免許資格者に本邦の免許資格を与える等の措置をとることとしたしております。

ところで、法制定當時に措置しなかつた免許資格のうち、沖繩の税関貨物取扱人の規定による税関貨物取扱人については、沖繩の本土復帰により通關業務が大幅に減少することが見込まれるに至つたため、沖繩の通關業務従事者の間で転職の問題が取り上げられ、本土との免許資格の一体化の要望が高まっております。また、選考により沖繩の測量法の規定による測量士または測量士補の免許を受けることが認められた者については、選考の基準等選考の実態から見て試験合格者と技術的能力において遜色がないものと認められます。

よつて、これらの者に本邦の免許資格を付与する等の措置を講ずることとし、ここに改正のための法律案を提出することとした次第であります。

この法律案による措置の内容は、沖繩の税関貨物取扱人となる資格を有する者で大蔵省令で定める講習の課程を終了したものは、本邦の通關士試験に合格した者とみなすこと、沖繩の税関貨物取扱人の業務または沖繩の行政機関における本土の関税に相當する税その他通關に關する事務に従事した期間は、本邦の通關士試験の試験科目の免除対象期間とすること、並びに選考により沖繩の測量士または測量士補の免許を受けることが認められた者で国土地理院長が行なう講習の課程を修了したものは、それぞれ本邦の測量士試験または測量士補試験に合格した者とみなすものとすることでありま。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(米田正文君) 本法律案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(米田正文君) 沖繩及び北方問題に關する対策樹立に關する調査を議題といたします。

なお、本日は沖繩の毒ガス問題について調査を進めたいと存じます。本問題について田村参考人の御出席をいただいておりますので、田村参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御繁忙のところわざわざおいでをいただきましてまことにありがとうございます。どうぞ御専門の立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。

まず、順序といたしまして、初めに田村参考人から十五分間程度御意見をお述べいただきたいと思います。そのあと委員から質疑をしていただくことになつておりますので、さよう進めてまいりたいと思ひます。

それでは田村参考人、御意見をお述べ願ひます。

○参考人(田村三郎君) 私、ただいま御紹介にあずかりました東京大学の田村でございます。本日は、初めて諸先生にお目にかかり、また私の意見などお聞きいただく機会を与えていただきまして、たいへん光榮に存じております。

さっそく御指名に従ひまして十五分間くらい、あまりまとまっておりますけれども、まずお話を申し上げます。

御承知のように、本年の一月十三日に、沖繩に貯蔵されております米軍の毒ガス兵器一万三千トンのうち百五十トン——それはびらん性のマスタードガス、すなわちイペリットを充てんした百五十五ミリ榴弾砲弾であります——この砲弾が嘉手納空港の北側にございます知花弾薬庫から天願棧橋へと運び出され、さらに翌十四日輸送船のロビンソン号によつてジョンストン島へと向けて運び去られたわけでございます。

私は琉球政府の要請によりまして、この移送に立ち会うべく、一月八日から十四日まで沖繩に滞

とんど無意味になるという事態が予想されるところ
います。で、私の考えでは、それより重要なこと
は、米軍の毒ガス貯蔵の実体、たとえば一万三千
トンというふうに公表されておりますけれども、
はたしてそれが一万三千トンであるのかどうかと
いうような問題、さらに、先日の百五十トンと申
した場合も、実際には、砲弾の中に入っているガ
スの量からいいますと、実は大体その一〇％で、
十五トンくらいです。ですから大体百五十トン運
び出したその残りのものがどういふ実体であるの
か、一体どんな形で貯蔵されておるのか、それか
ら、どんな種類のものがどれだけあるのかと、こ
ういったものを具体的に調べるべきだと思います。
これはぜひわが国の政府の責任において実地検証を
していただく機会を持っていたいだきたいと思つて
おります。

次は、神経ガス、一般にGBとかVX、こう
いった神経ガスの検知、すなわちデテクション
であるとか、それから解毒——デコンタミネーシ
ョン、解毒——デトキシネーション、解毒と申しますと、
私が申しますのは釈法でございまして、
要するに、こぼれた場合にどういふふうにして毒性
を落とすのかというのを、私、一応「解毒」と申
しました。それから「解毒」というのは、かりに
人間のからだの表面につく、あるいは体内に入っ
たという場合に、どうして中毒を防ぐかというこ
とをここで一応「解毒」と申しておるのでござい
ますが、その方法を含めて、毒ガス兵器に関する
一切の安全基準の公開を米軍に求めていたくださ
い。これらの問題につきまして、わが国の政府並
びに国会議員の諸先生方に格別の御努力をお払い
いただくことを期待しつつ、一まず私の意見の開
陳を終わらせていただきます。
たいへん失礼いたしました。

○委員長(米田正文君) 以上で参考人の御意見の
開陳を終わります。

これより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松井誠君 いま参考人もおっしゃられましたけ

れども、われわれも近く大規模な毒ガスの撤去が
行なわれることを期待しておりますし、そうなけ
ればならぬと思つております。この第一次の
撤去の教訓といひますか、経験といひますか、そ
ういふようなものがほんとうにフルに利用されな
ければならぬと思つて、それで、そういう点
から二、三お聞きをいたしたいと思つてます。

いろいろございまして、先ほど、米軍は
その地域住民の安全対策というのについてほと
んど考えていなかったということをおっしゃいま
したけれども、それが特徴的にあらわれておった
のはどういふ点であつたのか、そういう点をま
ずお伺いをいたしたいと思つてます。

○参考人(田村三郎君) お答えいたします。

やはり私の考えでは先ほどの「解毒」、——デ
コンタミネーションということばを申し上げまし
たけれども、やはり私はこの住民の安全対策とい
うものを考えた場合には、その毒ガスが漏れた場
合には一体どうして毒を消すのかと、こういうこ
とであると思つてます。ところが、実はこのリハ
サルのときに私たちの車と一緒に乗りました——
乗ったというの、私たちに説明役として民政府
から一緒に乗り合わせましたマックドゴールとい
う大佐の方がおられます。私、実はそのいまの除毒の
問題が一番気になつておつたものですから、マ
ックドゴール大佐に、米軍としては今回のマスタ
ーDガスの移送についてどういふ除毒剤を準備し
ているのかというのを聞いたわけでございます。
そのときには炭酸ナトリウム、普通に言えば
洗たくソーダでございますけれども、炭酸ナトリ
ウムの水溶液を準備しているという話でございま
した。それからその次に、第二六七化学中隊で、
まず今度の移送のあらましの説明を受けた後、現
地へ車で参りました。そのときジョン・ヘイズ少
将が、何か質問ないかということを感じに言われ
るわけですが、私たちは全部見せてもらつてから質
問させていただこうと思つたのですが、どうして
も質問しる質問しろと言われるのですから、
私、では一体米軍はこの毒ガスについてどうい

種類の除毒剤を持っておるかということを開い
たわけでございます。そうしましたら、それにつ
いてジョン・ヘイズ少将は、四種類ある、こう答
えられたのです。ですから私は、その四種類は具
体的にどういふものであるかということをお尋ねま
す。それはちよつとわからない。わからないとい
うのは、軍事機密ということじゃないかと思つて
すが、まあ、答えられないということですが、そ
して一緒にバスに乗り合わせておつた幕僚という
のですか、スタッフ・メンバーに、だれか答えな
いかということをお尋ねしたわけですが、だれ一
人としてそれに——専門家であるはずでなければ
ないかと思つて、

お答えにならなかつたわけですが、そしてそれ
につぎましてジョン・ヘイズ少将は、では、あと
で化学中隊の本部に帰つてからそれを知らせると
いうことであつたわけでございますけれども、そ
してそのときに化学中隊に帰つてから、私たちが
帰るときにはすでにプリントができておりまし
て、それを拝見いたしますと、実は四種類じゃな
くて三種類であります。しかも、今度の移送につ
いてはそのうちのさらし粉とそれからDS₂——こ
れは化学名で申しますとデリエチレントリアミン
でございますが——それだけが準備されておる、
こういうわけでございます。そういういたしますと、
四種類であるというものが三種類しかない。しか
も実際に使うのは二種類である。さらに先ほどの
マックドゴール大佐は炭酸ソーダと申しました
が、炭酸ソーダを使わない。そういうようなこと
が一番特徴的にあらわれていると私は思つて
います。それから第二点は、われわれはその移送につ
きまして、どういふ事態が起こるかということとは
なかなか予想ができません。ところが、実
際に今度移送隊に準備されておる——その前に、
移送につぎましては、では具体的にどういふ
な除毒剤を準備するかと、こういいますと、一つ
は知花弾薬庫に置く。それから一つは天願棧橋に
置く。そのほかはコンボイに置いておく。その
コンボイには各車両にデリエチレントリアミン、
これは速効性の薬剤であります、それを用意す

る。そのほかに特別な車にさらし粉を準備してお
くというわけでございますけれども、少なくとも
私の感じでは、事故というのはいかんならぬ形
で起こるかわかりませんが、要するに、あの砲弾の中
に入っている毒ガスの量に比べれば、その除毒剤の
量というのは著しくアンバランスであると思
います。それからその問題につきましてジョン・
ヘイズ少将その他に意見を聞きますと、事故が起
こつた場合にはすぐその現場で、事故の起つた
発生地点でそれを除毒すると申しておりますけれ
ども、はたしてそれだけの量で除毒できるかどう
かということ。それから繰り返して申し上げま
すように、事故というもののその規模というもの
は、予想できないわけでございますから、最大限
の準備を払わなければならぬと思つてます。そう
いう意味で、コンボイ——移送隊と一緒に運ばれて
いる除毒剤の量が著しく少ないということが第二
点でございます。

それから第三点と申しますと、もしそれが少な
いとすれば、当然沿道の各所に私はさらし粉その
他のものを配置すべきであると思つてます。そう
いうものが全然配置されておられません。
それから第四番目には、われわれは無防備な人
間である。こういうものの移送が行なわれるとい
うときに、無防備な住民はやはり避難をするのが
最上であると思つていただけます。この点につ
いてジョン・ヘイズ少将にたずねますと、彼は、アメ
リカの経験において、事故が起こつた場合には常
にうちの中へ入つておるのが一番最上の安全策で
ある、こういうふうにお尋ねするわけでありま
す。ところが、私の考えでは、アメリカのよう
なハイウェイのような道路と、沖繩のようなあ
いり組んだ地形とは全く違つておると思つて
います。ことに、ああいう貧しい傾いたような家
に住んでおる、そこで窓を締めおつても、ほんとに毒
ガスが侵入しないという保証があるのかどうか。
全くその点に關しましては、アメリカにおける経
験、あるいは学説——とまでは言えないかもしれ
ませんが、一つ、一つのそういうセオリー

といったようなものを、そのまま沖縄の異質な状況の中に適用するということは、これは間違っているのではないかと思います。

以上——もつとありますけれども——とりあえず四点につきましては、私は真剣に住民の安全対策が払われていないと言つても差しつかえないと私は思つております。

○松井誠君 先ほど、除毒のほかにはガスの検知と解毒ですが、そういう問題について安全基準の公開を求めるべきだというお話がありました。いまの除毒のお話はお伺いしましたけれども、あのときにもやはり何がしかの検知というものがあつたようですが、そのときの検知の器具がそのとき、あるいは解毒の方法が用意されておつたかどうか。それからあと、特にこれから神経性ガスが大量に運ばれるときに、一体こういうものについてどういうものが最低限度必要なのか。そういう点について教えていただきたいと思ひます。

○参考人(田村三郎君) いまの検知の問題でございますけれども、われわれは、やはり解毒の場合の前提としては当然検知ということがあると思ひますので、一体検知法としてどういうものがあるのかというこの説明を求めたわけでござい

ます。一般には、私の印象としては、米軍の係官は非常に率直であると思ひました。実際に今回の移送に使うところの——マスタードガスをおそらく対象にしたと思つておりますけれども——検知器具を二種類示しまして、一種類はこのくらの黄色いや茶色がかつたような試験紙でございます。これは単にマスタードばかりじゃなくて、GBそれからVXにも共通して使えるような紙、ただ変色の色が違うということでございます。そのほかにはスポイトのような、ちよつとスポイトをお考えいただければいいと思ひますけれども、そのスポイトが非常に細くなつてくるもの、その細くなつてくるガラスの部分に、何か私たちがわかりませんでしたが、薬剤が入つてゐる。それをどつか液滴が落ちてゐるところから吸ひ込む、そうす

ると変色するというところでございますけれども、しかし、いづれにいたしましても、その紙のほうは当然やはり液滴——マスタードならマスタードの液滴に触れなければ変色しないはずでございます。

それからもう一つは、そのスポイトのほうの器具にいたしましても、やはり現物に触れなければそれが出てこない、ディテクトできないと思ひます。そういう点で、一応平たん地でございますれば、大体そこに薬剤がまかれたということで、それでもそれは検知できると思ひますけれども、非常に入り組んだブッシュの多いようなあつた沖縄の地形で大きな爆発があつたような場合に、はたしてそれで一々検知できるかどうかということ、私は技術的にそれを扱つたことはございませぬから確言はできませんけれども、かなり困難であるというふうに言つて差しつかえないと思ひます。そういう意味で、しかも、それを持つてゐるのは米軍の係官だけですから、そういうディテクションの問題につきましてもやはり不十分であると言つて差しつかえないと思ひます。

それからもう一つの御質問の、今後の問題ですけれども、マスタードガスの場合には、非常に蒸気圧が小さくて、したがひまして揮発性が少のうございします。ですから、これは一カ所に長く滞留するかわりに、広範囲をコンタミネートすることはないと思つております。ところが、御承知のGB、VXの場合には、これは非常に揮発性が大きいと思ひます。それは皆さまでパラチオンやなんかの現在の有機機殺虫剤を一応頭に浮べていただければよろしいかと思ひますが、それよりもっと蒸気圧が大きうございします。しかも、それが通常、液状ないしはエアロゾルとして使われるわけでありまして、非常にむしろ揮散する。そして、それを呼吸器から吸入するといふようなことをねらつて散布される性質を持つておるものでございしますから、これのディテクションは単にそういったケミカルなものでいいのかどうかは私もわからないのです。むしろ物理化学的な方法を組

み合わせたようなものがあり得るのではないだろうか。なぜならば、GB、VXの場合には、これは農薬の化学、ある程度一定の化学工業の発展段階に於いてこれは容易に合成できるものでございします。ですから、アメリカが万が一に予想する敵国といったものも当然それを持つてゐるということとを予想するだろうと思ひます。そういったことを、それをディテクトする方法は必ず米軍が持つてゐるはずじゃないだろうか、こう考へるのが至当だと私は思ひます。そうしますと、そういうものを今後の神経ガスの移送の場合にはぜひとも公開——公開と申しますか、われわれが自由に使えるような状況が生まれることが望ましいのではないかと、こう思つております。

○松井誠君 時間がありませんので、いろいろお伺ひしたいのですけれども、もう一点だけお伺ひしたいと思ひます。

先ほどのお話の中にも出てきましたけれども、これからあとの第二次撤去、このコースがいま問題になつてゐるわけでありまして、先生のさっきのお話でも、あの第一次撤去のコースというものは地形的にもよくなかつたというわけでありまして、具体的にどこというふうなことをもちろんお尋ねするわけではございせんけれども、コースを選ぶときに、抽象的な条件として、欠くべからざるものとしてこれだけはどうしても満たすものでなければいけないというふうな、そういう条件がありましたらひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○参考人(田村三郎君) これは全く私の私見でございますが、諸先生方も御承知だと思ひますけれども、沖縄の琉球政府が毒ガス移送経路について私どもの行くまでですに三つのコースを選定しておつたわけでありまして、選定と申しますか、二つは実際にこれからつくるといふ案でございますけれども、それで私は初め、たとえばこの知花の弾薬庫は御承知のように嘉手納空港に隣接しておりますから、嘉手納の空港を通じて、極端な言い方をすれば、あの四千メートルの滑走路を通つ

て、そして沖縄の西海岸から持ち出すというふうなことを考へたらどうか。これはまあ、あるいはまた琉球政府の知念副主席なんかもそういうことを言つておつたのでありますが、やはりなかなか嘉手納の部落の人たちはそれに承諾しないということでございますけれども、いまやはり考へるのは、やはり何と申ししましても、当然のこととして住民地域を避けること、こういうことになりまして、住民地域を避けることとは、具体的には米軍の基地の中を通るといふことにつながつていくと思ひますけれども、できるだけ住民の地域を避ける。しかし、はたして避けられるかどうかということがありますが、とにかくなるべく避けるということが一つと、もう一つは、沖縄のサンゴ礁の地形ということから考へますと、平らな、平たんな道をつくるということとはなかなかむづかしいのではないだろうか。ですから、この移送の経路につきましても、まあ、それはどこから費用が出るかわかりませんが、とにかくなるべく地形を削つて起伏を少なくすると同時に、道路の路面を平たんにする。そういうたゞきわめて単純なことではないだろうか、こう思つております。

○渋谷邦彦君 ただいまいろいろ観点から御説明をいただきまして、たいへん御苦労されておられたと想像するわけでありまして、先生がおっしゃつておりますように、兵器というものは絶対に安全性というものは保証できない。なるほど私もそう思ひます。いついかなる要素が加わつてそれが爆発につながるかと想像するに非常に危険だと、こう思つております。今回おいでになられたまゝ、いま申し上げたように、絶対安全ではないといふ一つの観点をどこにお求めになるか。たとえばいまのお話の途中でございしたように、知花弾薬庫は嘉手納空港に隣接しております、へたをすると、滑走を誤つて機体もろともに弾薬庫にぶつかるかもしれないという危険性がある。あるいは自然爆発ということも考へられないのかどうかということ等でございますね。そうした場合に、先ほどあげられた、米軍側の発

表による四種類の解毒剤なりあるいは除毒剤なりではとうてい地域住民の安全を確保するわけにはいかないのじやないだろうかというところが心配でございますが、その点はいかがでございますまいしょうか。

○参考人(田村三郎君) 私も、どういふ根拠でと

いまのお話でございますけれども、一つこういう具体的な例が、われわれが話をしているプロセスで、上がってきたわけでございます。実は、これは一九六八年の七月のウォール・ストリート・ジャーナルに出た例の神経ガスの漏洩でございますね、あれは実は今回の毒ガス撤去のきっかけになったのだと思えますけれども、そのことについてわれわれは質問したわけでございます。そうしますと、きわめて率直に、いや、実はたしかに漏れたのだ、ということ、それは、そのときは砲弾ではなくして爆弾が漏れたらしいのでございす。爆弾の中に何か毒ガスをチャージして、そしてあと、ハードバックとか彼らは言っておりましてけれども、二枚くらの鉄板でそれをおおうらしいのでございすね。そのおつたところが、やっぱり爆弾ですから表面は非常にめらめらしておかなければならぬのかもしれませんが、それとときどきみがいりたりなんかする、そういうプロセスのなか、あるいはその途中であるのか、もともとおつたのかわかりませんが、ピンホールがあいておつた。そしてそこから神経ガスが漏れていた。そしてそこに入っていたウサギが死んでいった。そこで非常にあわてて、軍人が二十三名、軍属が一名でございますか、それを隔離して——隔離というか、それを病院に入れたけれども、人間のほうには別に異常はなかった。こういうことで、とにかく、少なくとも爆発ではなくてもそういった漏洩というものがどうしてもあるのじやないか。

それからまたその次の、爆発の問題でございすけれども、実は先ほど、最初に申し上げました、実体を調べていただきたいと申し上げましたのは、一体、この一万五千トン——現在はいく

り少ない、百五十トン減っておるわけでございすけれども、それがほんとうに砲弾の中に詰まっているのか、あるいは爆弾の中に詰まっているのか、そうでなくて、ある部分は要するにコンテナの中に入っているのじやないだろうか、そのコンテナがどのくらい一体安全度を持っているのだからかということがあるわけであります。そして、実際に神経ガスが漏れたときの処理をした、少佐ぐらいの人でございすけれども、いろいろ聞いてみますと、あわてて、やっぱり漏れますと、それを一ベ

ン鉄製のコンテナの中に入れる。さらにそれをコンクリートでやっぱり密閉する。それでどうにもしかたがないから、つい最近まで海に捨てた。しかし、どうしてもこれは海の汚染の問題がある。もう一ベコンクリートに穴をあけて、そこに炭酸ソーダの水溶液をつぎ込んで除毒したというふうなことで、非常に危険だと本人も言っておりましてけれども、それは気がついたからよろしいのですけれども、気がつかない場合どうなるのか。それから、たとえば容器なんか、輸送のときに何か道路に突然——人間は飛び出さないでしようけれども、大とかネコとかいうものが飛び出した場合に、ぱつととまった場合のショックで一体どの程度安全なのかというふうな問題とか、いろいろあるもので、どういふ状況が起こるのか私にはわかりませんけれども、ほうっておいてもとにかくそういう漏洩があるという事実というものは、それ以上の可能性というもののいろいろな考えてみる必要があるのじやないか。なぜならば、毒ガス弾の場合には——毒ガス弾ばかりじやなくて、その中には当然炸薬なんか入っているわけですから、たとえばいまの百五十ミリ榴弾砲、マスタードの場合には、TNTよりも爆発性の高いトリトリールなんていうものも入っておりますので、いづついうことになるか私はわかりません。しかし、そういうことも考えなければなりません。ただし、自然爆発の問題はアメリカでもいままでなかったのじやないかと思えます。しかし、一九六八年にユタ州のダググウェイの実験場で例の神経

ガスの散布実験をやっていた飛行機の散布器の弁が数秒間締まらなかったために、そこからガスが漏れて、それで四千頭から六千頭ぐらいの羊が死んだという事実がございすけれども、これが今回そのまま当てはまるかどうかわかりませんけれども、何としても間違いないものはわれわれが予想しないときに起こるのだ。いまの先生のあれで、私は実は非常に安全性の問題で考えておりますのは、たとえば日本に原子力潜水艦が来た場合に、それは非常に危険だと言っておつたわけですが、日本に寄港した段階をとらえれば確かに一〇〇%安全であるというふうに言えると思えます。しかしながら、一九六八年に、御承知のように、大西洋で原子力潜水艦が核燃料を積んだまま沈んでおるわけだ。逆にそれだけとれば、一〇〇%危険である——これは暴論でございすけれども、そういうことも言える。ですから、危険率というものは、〇・〇〇—%であっても、その

〇・〇〇—というものの起こった災害というものは、ほかの九九・九九幾つもの災害と全く同じ規模であり、ある場合にはそれよりも大きいかもしれないというのが安全性に対する考え方じやないかと私は思っております。

○渋谷邦彦君 ここでやはり問題になりますことは、いまの御説明で尽きておると思うのでございすけれども、要は、米軍のほうから政府あるいは琉球政府に対して、どういふ種類の一体ガスがどういふ装束のしかたがされておるか、そしてまた耐用年数はどうなっておるか。それから、いわゆる格納されている倉庫の中の気温であるとか、いろいろそういう保存を安全にするだけの状態になっておるのかどうなのかということ、向こうの発表を待つ以外には手の下しようがない、このように理解してよろしゅうございまいしょうか。

○参考人(田村三郎君) それは私むしろ諸先生方のほうがよく御事情おわかりではないかと思うのですけれども、新聞でも一時報道されましたよう

に、今度の政府の調査団のほうは、たとえば身体検査なしで、東京でおやりになったというお話でございすけれども、われわれは身体検査を受けているときにそのまま入っていかれたわけでありまして。ところが、われわれのほうは実は半日それで費やしてしまつたわけで、これは私は偶然であつたことだというふうに信じていると思つてはいますけれども、そういう事実があつて、なかなか、われわれはいわゆる民間——まあ私公務員でございすけれども、この間の取り扱いは「民間」ということでございまして、民間の者が行った場合にはなかなかそういうことをわれわれ要求する場がないわけでございす。ですから、この間も実は私、今後の問題もございすので、知花の弾薬庫に入つた場合に、このマスタードガスを貯蔵している弾薬庫以外のものも見せてほしいということ強く要請したわけでございす。ところが、それは今回は全く関係ないのだということ、われわれは全然見せてもらえなかつたわけでございす。ですから、その場合に、非常にフレンドリーにやってくれてはいるのですけれども、その辺は限界というものを強く感じておりまして、私は、ですから、これは国会議員の諸先生方、あるいは政府の当局者といった方々がやはり十分に向こうとお話をつけた上で、そしてもし——私はもう実はこれでごめんこうむりたいと思つておりますけれども——適当な方がおられたらいらつしやうて、そしてつづきに点検をさせていただくということが必要じやないか。どうも中に入つてよく見ないとわからないし、いま先生のおっしゃつたこの知花弾薬庫全部見たわけでございすけれども、私の感じ、そこまで——知花弾薬庫の実際のマスタードガスが貯蔵されている部分に行くまでの感触としては、やはりこういう毒ガスというものは揮発するということがございすのでしようか、一番高い、高地の部分にあつたように私は記憶しております。それ以外のことは私もちよつとわかりかねます。

○渋谷邦彦君 私、ただいま申し上げたその理由

は、先生のおまとめになりました調査報告の中に、日本には毒ガスに対する専門家は無い、また専門家がいればならない。確かに申し上げるとおりだと思ふのです。そうした場合には、これはあくまでも学術という学問的の申し上げたほうがよろしいのですが、かりに米側からかくくしかじかのものがあるということがわかった場合、日本のいわゆる学者の方々が学問的な立場に立つて、それにはこれが一番対応性があるだろう、これが解毒剤にも最も適応性があるだろう、そういうような手が打てるのではあるまいかと、こんなふうに想像したので申し上げたわけでありすが、おっしゃるとおり、やはり根本的な解決は政治的な折衝、あるいは外交的な折衝を待つ以外にはないだろう、これはおっしゃられるまでもなく痛切に感ずるわけでありすが、何と言つても、これから一万三千五百トンの残りの、また最も危険性の高い神経ガスの移送をするということになるわけでありすが、先ほどもお話がございましたように、それについては、やはり安全性の確保という面については、今回御調査の結果、まあ感觸でございましてけれども、やはり輸送経路というものが一番大事だ。もちろん、その輸送する場合のトラック等の問題もございましてけれども、やはり輸送経路というものは一番重要だ。へた間違つと、万が一事故があつた場合にこれはたいへんなことになりかねない。そのように判断してよろしうございませうか。

○参考人(田村三郎君) 私は、経路よりも、やはり繰り返して申し上げますように、どういう、何というか、安全基準があるのか。私はやはり広義の意味で安全基準を明らかにしていただくことが先決ではないかと思ひます。というのは、沖縄の県民の皆さんにとっては申しわけない言い方でございましてけれども、どの道をとつても結局どこかに住民が居住しているという状況でございまして、まあ、言うならば、経路の選択というのは五十歩、百歩、どんな経路をとつても、もしそれが大きな金をかければいい道路ができるわけですか

ら、必ずしも経路の選択ということとは、なるべく住民地域を離れたところのほうがよろしいわけだと思ひますけれども、むしろそれよりは、経路の問題については、どれくらい金をかけるか、そして平たんな道をつくるかということだと思ひます。むしろ、私は繰り返して申し上げますように、必ず安全基準というものはあるはずだし、米軍が私にくれたあれでは、「安全基準を」云々というこぼれがありまして、あるいは安全基準を上げる努力を今回はするんだと言つていながら、安全基準をわれわれに示してくれなかつたわけだと思ひます。ですから、そのことはやはりすべてに優先すると私は考えております。

○渡辺武君 先ほど、今後の弾薬の輸送経路についてお話がございましたが、あるいはもう先生もおっしゃつていらつしやる所かと思ひますけれども、私も、どの経路をとつたらいいのかという問題をきめる前に、絶対的な前提条件というものが必要じゃなからうかというふうに思ふのです。

その第一は、この間マスタードガスを運び出したあとに、一体どういふようなガスがどのくらい残された残されているのか。それからまた、その毒性は一体どんなものなのか。さらに、それが詰めてある弾体の種類はどういうものなのかというところを明らかにさせることですね。

それから第二に、先ほど先生もおっしゃつておられた除毒、解毒を含めてのアメリカの安全基準、これらの詳細を発表させること。

これがコースなどをきめる上での絶対的な前提条件になるのじゃないかというふうに思ひますが、その点、どんなふうにお考えになつておりますか。

○参考人(田村三郎君) 全く同感でございます。いま先生のおっしゃつたことにつきまして、私、これまで繰り返して申し上げてきたことございまして、そのとおりだと思ひます。

○渡辺武君 先ほど、VXの漏れた経過ですね、これについての御報告がありまして、伺つてい

ちよつとり然とするというふうな実情でございますが、この間運び出したマスタードガス、これは大体何年製のものなのか。それから、アメリカで毒ガス兵器をつくり始めたのは何年ごろなのか。その辺を伺いたいと思ひます。

○参考人(田村三郎君) 先日運び出したマスタードガスは一九五五年製と言つておりましたし、その砲弾の耐用年数は二十五年ということですから、年数からいくとまだ多少残つていふこととございまして。

それから、いまの毒ガスの問題でございますけれども、それぞれの種類によつてずいぶん違いまして、大体アメリカは第一次大戦のときにはあまり戦争に關与していませんでしたので、御承知のようにホスゲンという毒ガスを一九一五年にドイツが使つてゐる。それから青酸ガスを一九一六年にこれはフランスが使つてゐる。それからマスタードガスは一九一七年にドイツが使つてゐる。第一次大戦のあとに、アメリカあたりでも、こういう旧式——というか、旧式も新式もないわけですが、発見が古いという意味の旧式でございましてけれども、いずれも備蓄してきておりますが、もちろん、神経ガスというのは、現在のバイエル、昔のIG、その会社にゲルハルト・シュラーダーという人がおられて、その人が大体ドイツでパレイシヨのいろいろの虫、殺虫剤を開発しようとした。というのは、ニコチンが戦争でなくなつたために、それにかわるものを見つけてくる。そのプロセスで有機燐の殺虫剤が出てくる。出てくると、ちよつと当時は第二次大戦のヒットラーが健在だつたところで、それに飛びついてくるというところで、大体GBの場合が一九三八年くらいでございまして、それからソマンが一九四五

年。それから、その辺のところでは例の第二次大戦が終つて連合軍が入ってくる。そこで、例のPBリポートなんというものがつくられて、洗ひざらいケミカルズのデータが連合軍の手に入る。なお、それと、どうもちよつと文献見ると多少不可解な点があるのですが、イギリスでも、サウン

ダーという人がサリンとかタブンあたりはつくつておつたというのですけれども、その文献もあるのですけれども、どうもはたして、それが戦後出ている本で、ほんとうに戦争中やつたのかどうか多少疑問がありますけれども、少なくともイギリスでやつていた可能性はあるわけですね。アメリカはなかつたと思ひます。ところが、アメリカが、戦後、PBリポートなんかをもとにして、これを非常に大量生産していくというプロセスがあつたのではないだろうかと思ひます。

なお、VXはどこで開発したのかといふと、これもおそらく、大体基本的な化合物ができれば、そのまわりを毒性の強いものを洗つていくというところは当然行なわれるわけで、ことにこれは農薬として殺虫剤の系列ですから、そのプロセスでも有毒なものが見つかつていくということとございまして、いまの御質問の神経ガスの初期のG剤につきましては、これはドイツですね。VXにつきましてはどこであるのか私しか存じておりません。

○渡辺武君 そうしますと、先日運び出したマスタードガスの爆弾が一九五五年製といふいまのお話ですと、大体アメリカで毒ガスをつくり始めたのが第二次大戦後というお話でございましてね。

○参考人(田村三郎君) それは神経ガスについては第二次大戦、それ以外のものは当然第一次大戦が終つてからずつとつくつてゐると思ひます。

○渡辺武君 主として今後残されてゐるのはCBやVXであらうといふふうにいわれておりますが、そうしますと、ほとんどが第二次大戦後といふふうに出てよろしうございませうか。特に一九五二年ごろからこういう神経性のガス兵器がアメリカでつくられたといふふうに出ておられますので、そのことからちよつと考え合せてみますと、先日、アメリカの国内における毒ガス爆弾、兵器、これはもう非常に危険な状態に來てゐるのだといふような発表がアメリカであつたと思ふのですけれども、沖縄に置かれてゐるものも、そういう点で非常に危険性があるのじゃないかとい

うふうにしろうと考えながら考えられるのですけれども、その辺はどんなふうにお考えになっていきますか。

○参考人(田村三郎君) 確かにこの間アラバマその他から運びました一万二千発ぐらいの砲弾、フロリダの沖に沈めたあれは、確かに耐用命数が来ているということと住民を納得させたということとを聞いておられますけれども、沖繩にあるのがそれと同じかどうかというところは私も全くわかりませんが、ただヘイズ少将が話した限りにおきましては、沖繩に運び込まれたのが一九六二年に運び込まれた、その後二、三年の間に備蓄された、こういうような話でございます。ただし、その沖繩に備蓄されているものの耐用命数がどうかということとは実は私全くわかりません。

それからなお、いま先生のお話で、マスタードガスがほぼ運び終わったというふうなお話でございましたけれども、私たちがこの間あるイグラーに入ったときには、まだ同じような形のマスタードガスの砲弾がかなり残っておりまして、またその保存状態も決して悪くはないと思います。その表面やなんかの塗料の感じ、あるいはその他、入った湿度の感じ、イグラーの中の感じとか、あるいは木ワクの感じ。ですから、私も実は沖繩に行く前に、百五十トンのマスタードガスを運び出すというのにはやはり耐用年数の問題ではないだろうかというふうな考えをおたつたわけですが、けれども、現地へ行きますと、必ずしもそうではない。まだもつとほかの意図があったんではないだろうかというふうな思いを、そういう意味におきまして、今度のマスタードガスが保存命数に來ているかどうかは私は確たることはわかりませんが、けれども、それと同じやイグラーの中に残っているという事実はございます。

○渡辺武君 もう時間もありませんので最後に一言だけお伺いしたいのですが、最近、アメリカの国内で、沖繩の毒ガスをジョンストン島へ運び出す前に現地の沖繩でこれを毒ガスを抜き取って無毒化すべきだという主張が出てきているという

ことを聞いております。これは先生も御存じだろうと思いますが、一九六九年の八月に、CB兵器の実験・貯蔵・輸送を厳重に制限する米上院の決議というのが出てきて、その中にも、処理する致死性兵器は輸送前に無毒化するというような条項が一項目入っているというのを聞いております。こんなことを沖繩でもってやられたら、私はもう、とてもこれは輸送する以上に大きな危険があるのじゃないかというふうな考えを、それが、それでアメリカがこの夏までに全部運び出すのだということを言い出してきている。しかも、沖繩の現地では、その輸送経路その他についてもまだ確たる結論も出ていない。どういふ結論が出されるにしても、その準備をする期間、考えてみれば、夏までにはとうてい間に合わないのじゃないかというふうなことも考えられますし、すね、アメリカが無理やりこういうことを言い出してきている。それはもう早く撤回してもらうことはこれはわれわれ望んでいることですが、けれども、何か裏があるのじゃないか。むしろいろいろまだきまつていないということ、そんなら沖繩の現地でもって抜き取って無毒化するということ、話を落としていくつもりがあるのじゃないかというふうな気もしているのですけれども、現地で毒ガスを抜き取って無毒化する。非常に危険だと思いますが、その辺、どのようにお考えなすつていらつしやるか。

○参考人(田村三郎君) 私も非常に危険だと思ひますし、おそらくアメリカの専門家も非常に危険だと思ひているんじゃないでしょうか。というの、量が多過ぎますから、先ほどのように、爆弾一本にピンホールがあいたというなら、これは何とか処理できると思ひますが、その際も、処理した少佐は非常にこわかったと、こう率直に申しておりましたので、無理だと思ひますし、実はそのGB、VXの燐剤の系統のものは非常に分解はしやすいわけですが、ある場合には水でも分解する。ちよつと時間をかけてやれば、不安定なものですから、分解すること自身はやさしいけれど

も、要するに量的な問題である。あれだけ——あれだけと確認しておりますが、少なくとも公表されているものの半分がかりに神経ガスであるにしてもまたまああの狭い地域の中で安全に無毒化するということはできないのではないだろうか、こう思っております。ただ、先ほど、一つ補足させていただきますが、経路の問題でございますけれども、経路以外に、最後に私はやはり港の設備、これをせひやっていたかなければならないのじゃないか。積みおろしが、非常に彼らも慎重にやっておりますけれども、危険であると思ひます。彼らも、ですから、クレーンで幾つかまとめて砲弾を上げるときにも、台の下には、彼らはマッ

トと称しております。何かこのくらい厚い非常にやわらかいクッションを置きまして、その上にま

ず置いて、それから持ち上げるという、そのくらいに気をつかっておりますので、そればかりでなく、一般に積みおろしのときの事故というのはあり得るし、ことに棧橋で事故を起こすとすぐ海面の汚染という問題につながりますので、この築港の問題は特に諸先生方におかれましては御留意いた

ただく必要があるのじゃないだろうか、こういうふうな思っております。

○喜屋武眞榮君 どうもおくれて参りまして失礼いたしました。

私がお尋ねしたかったことは、いままでの先生方のお尋ねの中でほとんど了解がつかまりましたので多くをお尋ねいたしません、二、三お伺いしたいと思ひます。先生の御見解を伺いたい。

アメリカは、知らない間に沖繩に持ち込んで、それが漏れてから大騒ぎをしたわけでありまして、

が、ところが、四十五年の十二月十三日の琉球新報の報道によりますと、アメリカは一万三

千トンという公表をしておりますが、実際は数万トンあるという——まあ、あるのじゃないかという、こ

ういうことが報ぜられておりますね、沖繩原水協の調査によりまして、こういつたことに、先生方の調査されたその場合の感触から、もつとあるの

がでありましたかというところが第一点。

次に、いま三つの種類があげられておるわけですが、ところが、米軍の主要核兵器の種類、その見分け方というのによりますと、数多く種類があるわけでありまして、ところで、沖繩にあるのは、その三種類に限られておるのか。もつと詳しく、こまかな種類が十幾つか二十近くあります。が、そういった多岐にわたる種類があるのはいかというところも想像されるわけでありまして、その辺の先生の御感触、まずこのことについてお伺いしたい。

○参考人(田村三郎君) この、一万三

千トンでないというところは、繰り返し耳にしてお

ります。ですから、一番最初に申し上げましたよ

うに、もし今後米軍において全部の毒ガスを撤去

するということであるならば、それはその現地を

見せても別に差しつかえないのではないだろうか

と思っておりますし、そういう意味におきまし

て、国会の諸先生方がぜひ、もし何もないのだ

当然住民というか、沖縄の、ということじゃなくて、一般的な住民ということを考えれば、当然そういうものを備蓄されておるといふふうに考えるのがむしろ当然ではないだろうか。それを裏づけるのは、先ほど申しましたように、この二、三年間における海水浴の子供がけをしたということ、物が語っているのじゃないだろうかと思ひます。

○喜屋武眞榮君 もう一つお聞きしたいと思ひますことは、持ち込みが六二年のころというお話でございますが、このころ、うわさでは、これはホワイトビーチから持ち込まれたのだと聞いておりますが、米軍との話の中でそういうことも明らかになったか、それとも、その一万三千トンはある一定時期に同時に持ち込まれたのであるか。あるいは、ある期間を置いて逐次持ち込まれたのであるか。その辺、お話の中でその持ち込みの経路やあるいは時期というものがどういふふうにあるか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(田村三郎君) お答えいたします。

実はこのホワイトビーチから運んだということ、われわれがそれを知ったのはこういういきさつでございます。先ほど申し上げましたように、アメリカで、国内では安全に輸送しているとヘイズ氏が言うものですが、私たちは、アメリカと沖縄の地形は明らかに異なっているのではないだろうか、ことにロード事情が決定的に違っている、同日に論ずるわけにいかない、こう言ったわけですね。そうしますと、ヘイズ氏は、いや、沖縄でわれわれはこれだけの量のものを安全に運んだではないか、こういうふうな今度彼がむしろ言ってきたわけですね。それにきまして私は、その安全だというのは一番近い道を運んだのだらう、具体的に、西海岸からすぐ嘉手納を通じて知花に運んだんではなからうかと、こういうふうな水を向けましたら、いや、そうじゃないんだというので、初めてそこで彼らは実地地図を持ってきました、ホワイトビーチから、道路の番号は忘れましてけれども、幾つかの経路を通じて運んだ

ということを彼らの口から明らかにして、これは風説じやなくてヘイズ氏自身がホワイトビーチから知花まで運んだんだということを明言しております。

○喜屋武眞榮君 もう一つお尋ねしたいと思ひますが、このコースの問題でいま幾つかの候補地があがっておるんですが、しかも、そのコース決定は、琉球政府がきめればいつでもそれに従って撤去するんだと、また日本政府も、琉球政府がきめたらそれに対して費用の半分は出すんだということも言明しておられるわけですが、ところが、最近アメリカは、この前の第一回の撤去コースを肯定するなりいつでも運び出してやるんだと、こういうことも言っておるわけですね。そこでお聞きしたいことは、先生のお話の中で、第二次以降は第一次のコースを通らないと、こういうことがはっきり言明されておったでしょうかということなんですが、そのことをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(田村三郎君) 実は私も、この今度の毒ガスの中では、比較的安全なマスタードガス

もしれませんが、比較的安全なマスタードガス百五十トン運ぶ、この実績の上において、同じ経路で同じ方式で神経ガスの移送が行なわれると、いったことを非常におそれておたわけですね。ですから、その点にしましては、私も、二六七化学中隊の本部に参りましたときに、繰り返しヘイズ氏に念を押したわけでございます。ヘイズ氏はそのときには、これは今回限りであるということとを明言しておたわけですね。しかし、われわれはあくまで民間の専門家であるということ、どの程度それが、何というか、約束というか、その言明が客観性というか、あるいはオブリゲーションが生まれるのか私わかりませんが、そういうふうな言明しておりました。

かわらず、その移送経路の問題でお互いに沖縄の県民の皆さんがいがみ合うというふうな事態というのは、私は何か非常に残念だといふふうに思っております。ですから、この問題にしましては、むしろ、やはり日本政府がはっきり自分の立場を打ち出して、そして米軍と折衝していただくということが私はむしろ先決だといふふうに思っております。これは、とにかく繰り返して申し上げますように、これを運んだのは決して沖縄の住民じやない。また、それは沖縄の住民が頼んだわけでもないというところは明らかな事実だと思ひます。これはやはり運んだ人が運び出すというのが私は当然の義務であるといふふうに思っております。

○参考人(田村三郎君) お答えいたします。これは化学的な問題として、それからことにそれが実験室の段階では容易にできます。なぜかと申しますと、たいへん、このGB、VXというものは、先ほど申し上げましたように、不安定なものでございまして、水にまぜて数時間おけば、かなりそれが分解いたします。ことにそれが少しアルカリ性になってまいりますと、非常に容易に分解いたします。ただ問題は、それが分解するときには熱や何かが出て、それが飛散するというようなことがございまして、理論的には非常に小さなスケールでは可能であると、しかしながら、それが大きくなると無毒化の作業をやっている人自身が非常に生命の危険をおかすことになるということだと思ひます。ですから、昨年の八月でございましょうか、米軍でもわざわざアラバマあたりから――たしかアラバマだと思ひました。アラバマからノースカロライナですか――まで持っていく。船に積んだのでございましょうか、ちよつとこれは忘れましてけれども、とにかく長距離輸送をして、そしてそれを船ごと大西洋の、フロリダとバーミューダ島あたりの中間と思ひますが、沈めたという事実は、アメリカにおいてもなかなか大量のものを無毒化することがむずかしいんだといふふうに理解してよろしいのではないだろうか、こう思っております。私は、ですから、繰り返して申し上げますように、無毒化というのは容易であるけれども、それを大きなスケールで実施するといふことはきわめて困難である、こういうふうな理解すべきではないだろうか、こう思っております。

○参考人(田村三郎君) そういたしますと、今度アメリカが廃棄をしないでジョンストン島に持っていくというの、あそこ置いて、また何かの機会があればどこかで使うといふ考え方であるのか、あるいはちよつとこれ、いまお話を伺っております。

大量に無毒化するということはむずかしいので、
あすこに永久に使わないでしまつておくという考
え方なのか、その辺の見通し、何かありましたら
ら。非常にむずかしいかもしれませんが。

○参考人(田村三郎君) 私もちょうど
読み取れないのでございますけれども、ただ、多
少ついでの話なのでございますけれども、先日、

一月九日に屋良主席のお供をいたしまして美里村
に参りまして、住民との対話集会に出席してい
ただきました。そのときもやはり住民の方から、
お前たち、調査したとか立ち合うなどと言って、
船で沖繩を一回りしてきただけで、どこでそれ
をチェックするんだという質問を受けてまして、私
もやっぱりどうお答えしていいのかわからなかつた
のでございますけれども、まあ、その可能性をど
ういうふうに考えるか、私もちよつと。た
だ、なかなか毒ガスの輸送というのは、かなり技
術的にたいへんなものではないだらうかと思いま
す。なぜかという、たとえばこの間の沖繩の場
合にしても、本国の、例のメアリーランドの化学
センターから化学専門家が来ている。そして実際
の棧橋から積み込むときにはその人たちが立ち
会っているわけです。それから、まあ、そういう
ことで船に積むこと自身が非常にあれであります。
す。であるからこそ、沖繩にあれば準備するの
に二、三年かかったというので、一たんか
りにそれをジョンストン島に運べば、それをまた
全部を持ち込むというのではなかなかできない。
ただ、実はこの一万何千トン全部が神経ガスでは
ないのでございますけれども、ほんとうに戦争に
使うとしたら一万何千トンも要らないわけで、そ
れをどっかへ運ぶというのでは否定はできないの
でございまして、これはちよつと私の専門
外でございまして、お許しいただきたいと思いま
す。

○委員長(米田正文君) 以上で参考人に対する質
疑を終了いたします。

田村参考人にこの際一言お礼を申し上げます。
本日は御多用中のところ貴重な御意見を拝聴さ

せていただきましたことにありがとうございます。
した。深く御礼を申し上げる次第でございます。
本調査に対する質疑は、本日はこの程度にとど
めます。

本日はこれにて散会をいたします。
午後二時四十一分散会

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、北方領土復帰の早期実現に関する請願(第
一〇八一号)

第一〇八一号 昭和四十六年二月十九日受理

北方領土復帰の早期実現に関する請願
請願者 東京都港区赤坂二ノ一〇ノ五ソ連
長期抑留者同盟内 三宅農夫男外
八千五百五十八名
紹介議員 八田 一朗君

北方領土は厳然として、祖国古来の領土であり、
ぜひ超党派の姿勢をもって、一日もすみやかに祖
國復帰の実現を図られたい。

理由
戦後既に二十余年の長期にわたり北方領土がソ連
に占領せられ、その復帰が実現しないことは、全
国民の痛憤これに過ぐるものがない。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩における免許試験及び免許資格の特例
に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関
する暫定措置法の一部を改正する法律案
沖繩における免許試験及び免許資格の特例に
関する暫定措置法の一部を改正する法律

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関
する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)

の一部を次のように改正する。
目次中「及び税理士法に関する特例(第八条・
第九条)」を「税理士法及び通関業法に関する特例
(第八条・第九条の二)」に改める。
(第三章第二節の節名中「及び税理士法」を「税
理士法及び通関業法」に改め、同節中第九条の次
に次の一条を加える。

(通関業法に関する特例)
第九条の二 沖繩の税関貨物取扱人に関する法令
の規定による税関貨物取扱人となる資格を有す
る者で、大蔵省令で定める講習の課程を終了し
たものは、通関業法(昭和四十二年法律第二百
十二号)第二十三条第一項に規定する通関士試
験に合格した者とみなす。

2 通関業法第二十四条の規定の適用については、
沖繩の税関貨物取扱人の通関に関する業務又は
沖繩の行政機関における本土の関税に相当する
税その他通関に関する事務で政令で定めるもの
は、同条第一号に規定する通関業者の通関業務
又は官庁における関税その他通関に関する事務
で政令で定めるものとみなし、沖繩の税関貨物
取扱人の通関に関する業務又は沖繩の行政機関
における通関事務で政令で定めるものは、同条
第二号に規定する通関業者の通関業務又は官庁
における通関事務で政令で定めるものとみなす。

第二十五条中「合格した者で」を「合格した者(そ
れぞれ選考により当該法令の規定による測量士又
は測量士補の免許を受けることが認められた者を
含む。で)」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、沖繩地域における産業の振興開発等のため
の琉球政府に対する資金の貸付けに関する特
別措置法の一部を改正する法律案

沖繩地域における産業の振興開発等のための琉
球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置
法の一部を改正する法律案
沖繩地域における産業の振興開発等のための
琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別
措置法の一部を改正する法律

沖繩地域における産業の振興開発等のための琉
球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置
法の一部を改正する法律案
沖繩地域における産業の振興開発等のための
琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別
措置法の一部を改正する法律

沖繩地域における産業の振興開発等のための琉
球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置
法(昭和四十三年法律第六十二号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「この条の下に」及び「次条」を加え、「そ
の住民の福祉の向上」を「公共施設の整備、住民の
福祉の向上等」に改める。

第二条中「次に掲げる」を「第一号から第六号まで
に掲げる」に、「特別会計又は」を「特別会計若しくは」
に、「貸し付ける」を「貸し付け、又は第七号から第
九号までに掲げる資金を、琉球政府の一般会計若
しくは沖繩の市町村(沖繩の教育区を含む。第八
号において同じ)に貸し付ける」に改め、同条に
次の三号を加える。

七 琉球政府又は沖繩の市町村が経営する企業の
施設の建設に必要な資金
八 琉球政府又は沖繩の市町村が設置する公共施
設又は公用施設の建設に必要な資金
九 琉球政府の支給する公務員に係る退職手当に
必要な資金

附則
この法律は、昭和四十六年七月一日から施行す
る。

昭和四十六年三月十七日印刷

昭和四十六年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N